練馬区告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により特別区道路線の供用をつぎのように開始する。

なお、その関係図面は、令和８年11月５日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年11月５日

練馬区長　　吉　田　健　一

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	増面積（平方メートル）
31-205	練馬区　三原台　一丁目 1239番1地先 から	変更前	3.84 から 3.85	14.79	―――
	練馬区　三原台　一丁目 1239番1地先 まで	変更後	4.03 から 4.04	14.79	2.73

特別区道路線供用開始図

三原台　一丁目 地内

縮 尺　６００分の１

―― 特別区道および都道

―― 供用開始部分



